

## 令和元年度第1回小金井市まちづくり委員会議事要旨

令和元年10月16日(水)

### ○出席委員

中村委員、松本委員、福沢委員、犀川委員、岩佐委員、山口委員、高見委員、嶋委員  
沖山委員、若藤委員

### ○小金井市

西岡市長

都市整備部まちづくり推進課 黒澤課長、大久保係長、川崎主任、安藤主事、五十嵐主事  
松本主事

都市整備部区画整理課 大谷主任

### ・市長挨拶

小金井市では、JR中央線連続立体交差事業を大きな契機として、武蔵小金井駅南口の再開発事業、東小金井駅北口の土地区画整理事業等、駅周辺のまちづくりを進めてきた。両駅周辺では、駅前広場や不燃空間などを創出し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、商業及び住宅の調和のとれたまちづくりに取り組んできた。

また、連続立体交差事業により生み出されたJR高架下の空間においてはさまざまな活用が進められ、さらなるにぎわいを見せつつある。

人口については、平成29年に初めて12万人を超え、10月1日現在の最新人口は、12万2,270人となっている。

武蔵小金井駅南口においては、第1地区は既に完成しており、第2地区再開発事業が再開発組合により進められている。この事業は平成29年に工事に着手し、令和2年5月に完成予定であり、防災性の向上、緑化の推進、広場などを活用したさらなるにぎわいの創出が期待されている。

東小金井駅北口区画整理事業についても、令和元年度末現在で、事業費ベースでは80%を超えて進捗している。移転件数、棟数については、3分の2以上が移転を終えており、引き続き進めていく。

今年度は第4期のまちづくり協議会が設立され、北口のロータリーの上屋根の工事や街路樹の植栽等、東小金井駅北口の景観やデザインに、いよいよ事業が進捗をしてきたところ

である。

今後は武蔵小金井駅北口のまちづくりについて、地権者の方々と検討及び協議が行われており、小金井市としても支援していく。

台風19号については、小金井市も初めて土砂災害警戒区域に避難勧告を出し、自主避難所も含めた避難所の開設等を行った。小金井市では特段の被害はなかったが、今後直面したさまざまな課題を改善していけるよう防災対策の強化とともに、被災地の支援に取り組んでまいりたい。

まちづくりの目的はさまざまあるが、防災力の向上は非常に重要な分野であると改めて痛感しており、防災面の強化を図る観点からも、今後の小金井市のまちづくりを委員の皆様方と一緒に考えてまいりたい。

- ・委員長選出

法政大学 デザイン工学部 都市環境デザイン工学科教授の高見委員に決定

- ・委員長代理

法政大学 デザイン工学部 建築学科教授の岩佐委員に決定

- ・議事録の作成について

発言者の発言内容ごとの要点記録、発言した委員ごとの発言内容を要点にして記録する。原則、発言者の名前は公表とする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため必要な時は、あらかじめ委員会で決めていただき発言者の記載を省略する。

#### 事務局説明（大久保）：まちづくり委員の役割について

まちづくり委員会は、まちづくり条例に規定されている委員会であり、平成19年2月に施行され、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現を目標にして施行されている。

まちづくり条例の主な内容は、大きく分けて2つ。市民の発意によるまちづくりに関すること。開発指導に関すること。この2つが規定されている。

市民発意によるまちづくりについては、テーマ型まちづくりと、地区まちづくりがある。

テーマ型まちづくりは、市民の方々が、ある一定のテーマについて話し合い、それを市に提案していただくという内容。例えば防災、緑、バリアフリーについて、協議する場として協議会をつくって、一定まとまったものを市に提案する内容がテーマ型まちづくりになる。

地区まちづくりは、自分たちが住んでいる地区について独自のまちづくりのルールをつ

くる。例えばブロック塀はやめて生け垣にする。派手な外壁はやめる。隣接地からの距離を1メートルとる。そういった自分たちの住んでいる地区のルールを作るのが地区まちづくりになる。

もう一つが、開発指導に関すること。一定規模以上の開発事業について、公共施設等の整備等を指導している。例えば500平米以上の土地に道路を入れる場合や、高さが10メートルを超える建物、そのような事業については、周りに与える影響が大きいので、例えば公園や防火水槽の整備、一定の緑化をお願いしている。さらに、近隣紛争の予防から、近隣に事業概要を説明するように指導をしている。

まちづくり委員会の役割は、大きく分けて4つある。まちづくりの推進に関することについては、テーマ型まちづくりや地区まちづくりの協議会を作りたい意向がある市民の方がいたときに、まちづくり委員会の意見を聞いた上で、市長がそれを承認する。

次に、大規模土地取引に関すること。小金井市では、一般的に5,000平米以上の土地の取引等があった場合には市に届け出ることになっている。その際には、その土地をどのように使うのかを市に届け出ることになっている。例えば工場にする、ショッピングモールにする、住宅地にする、そういったときに、小金井市の将来のまちづくりを定めた都市計画マスタープラン等と照会をして、市のまちづくりの方針と合致しているかを判断する。合致していない場合には、まちづくり委員会に意見を聞き、事業者に助言をすることになる。

次に、開発事業の勧告に関すること。市の開発指導等に従わなかった場合には、勧告や公表するということが条例で定めている。その際には、まちづくり委員会の意見を聞いて、事業者のほうに勧告や公表することになる。

その他、市長が必要であると認めたことについても、まちづくり委員会にお諮りすることになっている。

まちづくり委員会の委員は、公募による市民が3人、学識経験者が4人、関係行政機関に勤務する方が2人、市に勤務する職員が1人で合計10人が委員になっている。

#### 事務局説明（五十嵐）：武蔵小金井駅南口再開発事業について

武蔵小金井駅南口は、中央線連続立体交差事業にあわせたまちづくりとして、市街地再開発事業により整備を進めてきた。事業経過として、市の財政の平準化のため、第1地区と第2地区で2段階に分けて実施をしてきた。

再開発事業施行前の第1地区の土地利用状況は、狭小な駅前広場、老朽化した公益施設等

が存在していた。また、駐車場が多く低未利用の状況であり、道路幅員が狭いなど整備が不十分な状況だった。これらの地域に係る現状の課題を解決するため、UR都市再生機構を施行者とする、市街地再開発事業による整備が行われた。

機能・用途ごとに3つの街区に分け、1-I街区は大規模店舗棟、1-II街区は住宅棟、1-III街区は公益・商業棟となっている。また、当該再開発事業にあわせて交通広場が整備され、従前の交通広場より約9倍の広さとなり、広場内には、誰でもトイレや交番も整備され、利便性が高い空間となった。

これらの施設建築物に係る容積率の緩和など、高度利用により生み出された空地をもとに、当該地区の中心に位置するコミュニティ広場を創出することができ、農業祭をはじめとした各種催事の会場として、地区のにぎわいを演出するだけでなく、それぞれの街区や従前の小金井街道沿いの商店街をつなぐ役割を果たしている。

また、従前の道路については拡幅が行われ、より快適な歩行者空間を創出するとともに、新設された区画道路3号については、歩行者優先道路と位置づけ、将来的に第2地区と第1地区の一体化に伴った重要な役割を果たすことが期待されるものとなっている。

平成23年度をもって第1地区の市街地再開発事業は完了しており、事業により交通広場が整備され、バスの利便性が大幅に向上したことから、周辺市からも買い物客が訪れる環境となった。

JR武蔵小金井駅の乗客数は、第1地区の都市計画決定がなされた平成14年度の5万5,330人から、平成30年度は6万2,578人と、実に約7,000人以上が増加している。この数字は23区内で言えば市ヶ谷駅とほぼ同じ乗客数になっている。

また、小金井宮地楽器ホールは、利用者のニーズに配慮した中規模ホールとして運営され、文化・芸術を発信する場として魅力あるまちとしての小金井市の演出に寄与している。

以上のように、第1地区は市内のさまざまな活動を支える都市機能が集積する市の中心拠点である小金井市の顔として役割を果たしている。

第2地区については、平成24年4月に準備組合が設立され、地区内の地権者のさらなる合意形成を進めながら事業推進をしていた。

従前の第2地区内には、敷地内の狭小な私道が多く見られ、まとまったスペースも少ないため、歩行者空間が脆弱であるだけでなく、老朽化した低層木造家屋が密集している状況であったため、災害時の防災性・安全性の確保が必要とされていた。また、駅から徒歩3分という立地条件を考慮すると、地区内に駐車場、駐輪場等の低未利用地が点在しており、にぎ

わいが不足している状況であった。

こうしたことから、第2地区は、防災性・安全性の向上、第1地区や商店街のある小金井街道とのにぎわいの回遊性の創出が求められていると言え、このような課題を解決するため、この第2地区再開発事業の中で効果を生み出すための都市計画を策定した。

第一種市街地再開発事業の都市計画決定については、平成26年8月21日に決定の告示を行った。施行区域面積については約1.8ヘクタールとなっており、建築物は、住宅・商業・子育て支援施設等の複合用途となっている。さらに、敷地内には、広場や歩道状空地、敷地内通路を整備することで、市街地環境の向上、地区全体の回遊性を図ることとしている。

当該再開発事業は、この都市計画で定められた内容と整合を図りながら、施設建築敷地や施設建築物の整備を行っている。

組合施行で行われている市街地再開発事業となっており、平成26年8月の都市計画決定を経て、現在は、来年の5月の工事完了に向け、順調に工事が進んでいる。第2地区の事業計画策定に当たり、大きく次の3つの事業効果を生み出すことを目標とした。

まず1つ目に、駅周辺のにぎわい・利便性の向上について、駅から徒歩3分という立地を生かし、1階から4階までの低層部に店舗等を誘致し、多くの方が行き交う駅前に新たなにぎわいのスポットを生み出す計画となっている。また、4階には、広場や子育て支援施設を誘致し、子育て関連の取り組みの促進を行うことを目標としている。

また、第1地区内にあるフェスティバルコートに面する形で第2地区にもコミュニティ広場を設置し、地元のイベント等で一体的な利用ができるよう計画している。

あわせて、第1地区から第2地区を通り小金井街道へ抜ける敷地内通路をつくり、第1地区及び小金井街道の商店街の既存のにぎわいが、より一層高まることを期待している。

続いて、事業効果の2つ目、緑地等の憩いのスペースの創出について、小金井市の代表的な景観である国分寺崖線の緑地があり、その上に市街地のにぎわいが存在しているといった、立体的な緑の景色が、魅力ある空間を作り出していると考え、第2地区にも小金井の風景をイメージした、はげの景色を取り入れた緑化を行うよう施設計画とした。建物の低層階を段丘状に設置し、そこに緑を入れることで、国分寺崖線を彷彿とさせる外観をしている。小金井市の風景のイメージを施設計画に盛り込むことで、周辺景観となじみ、親しみやすい緑豊かな施設となっている。

最後に、事業効果の3つ目、地域の防災性の向上について、施設の南東部分に災害時に役立つマンホールトイレや防災井戸を整備し、さらに再開発ビル内の地下駐車場が災害時に

は帰宅困難者の一時滞在施設として機能する計画となっている。また、防災性を向上するに当たり、地区内のマンション管理組合等に自主防災組織を設営してもらい、市と防災協定等を結ぶことを視野に入れる調整を行っている。

建築工事の状況としては、平成29年2月から解体工事を行い、同年7月より建築工事に着手した。平成30年1月頃より、地下2階まで土の掘削を行い、地下躯体工事を行った。土を掘り出していた時期には、およそ800トンの土が一日に掘り起こされていた計算となっている。平成31年2月には、建築工事が進捗し、地上階について、1週間に1階くらいのペースで立ち上がっていた。令和元年6月9日には建物が上棟した。現在は内装、外装、そして低層部分の建築工事等を行っている。

また、工事着工に当たり、当地区においては埋蔵文化財調査も並行して行われた。平成29年4月から7月にかけて建築前の調査となり、平成29年6月には市内の小中学生向けの学校見学会や一般の方向けの見学会が開催された。一般見学会は1,500人を超える来場があり、大変好評だったため、7月に第2回目の見学会が開催された。

埋蔵文化財調査にて3万年前の石器や防空壕等が発掘された。出土した遺物については、現在、小金井市教育委員会が保管しており、今後、公開を計画していると聞いている。

平成30年8月15日から31日には、再開発組合主導のもと第2地区のタウンネーミングの市民公募を行い、約130件もの応募があった。選考の結果、「武蔵小金井シティクロス」に決定され、決定された愛称については、武蔵小金井のシンボルとなり得るツインタワー、そこに人々が行き交い、交流の拠点としてまちの中心となってほしいとの思いがあり、名づけられた。

上棟した建物はイースト棟が24階、ウエスト棟が26階となっており、住宅戸数は716戸を予定している。第1地区のタワーマンションが約200戸となっているので、第1地区、第2地区の再開発事業で、あわせて約900戸の住宅が完成することとなる。

オリンピックが開催される来年度に、この第2地区が完成することにより、まちのさらなるにぎわいの向上を心待ちにしながら、引き続き市としてもまちづくりの支援を行っていく。

事務局説明（安藤）：武蔵小金井駅北口周辺地区まちづくりについて

武蔵小金井駅周辺においては、武蔵小金井駅南口再開発やJR高架下における商業施設の建設が進んでおり、まちの新たな賑わいが創出されている。

一方、武蔵小金井駅北口においても、駅周辺のこうした変化に対応したまちづくりの検討が、地元の商店街や地権者の方々により長年にわたって行われてきている。その活動は、平成20年の武蔵小金井駅北口再生協議会の発足から始まった。この協議会は、北口におけるまちの課題や将来像を検討していく場として、地元3商店会により設立された。

協議会では、北口における主な課題を「1 建物の老朽化」、「2 商店街の賑わいの低下」、「3 地区内に細街路が多く歩行者空間が狭い」、「4 地区内に緑がない」とし、これらの課題を解消すべく、まちづくりの検討が進められてきており、平成22年には地区まちづくり準備会として、さらに平成24年には小金井駅北口周辺地区における地区まちづくり協議会として、市から認定を受けている。このように、市からの段階的な認定も受けながら、地元の方々によるまちづくりの検討が活発に進められてきた。

具体的には、まちづくりを検討していくエリアを定め、駅前直近の約1.1ヘクタールの範囲においては、南口と同様、再開発事業を行うエリアとして検討していくこととし、平成27年に武蔵小金井駅北口地区再開発準備組合が設立された。

しかしながら、再開発準備組合設立後に、建築費が高騰したこと、また、地区内の商業施設の補償費が膨大であるといったことなどにより、エリア全体での再開発の事業計画がなかなか組み立てられないといった状況が続いた。

このような膠着した状態を打破するために、再開発準備組合としては、エリア全体での再開発にこだわらず、早期事業化が可能な区域から開発を進めていくことを優先していくこととし、平成30年に再開発準備組合を一度解散することとした。

現在は、駅前の大規模店舗のうち、東側の大規模店舗を中心とした区域での再開発を含めた共同化事業の検討が、地元の方々により改めて検討されており、市としては、北口においても駅前にふさわしい周辺整備が進むよう、地権者の方々を引き続き支援を行う。

事務局説明（大谷）：東小金井駅北口土地区画整理事業について

区画整理事業とは公共施設の整備改善、宅地利用増進等を目的としており、事業地内の宅地の整形化や狭幅員道路の改善を行っている。

そのために、地権者から土地を少し分けていただき、その土地を使って、道路や公園を作る「減歩」を行う。地権者の土地は形を整えて引き続き利用してもらう「換地」を行う。

初めて聞くと、土地の面積が少なくなり不利なのではないかと感じるかもしれないが、区画整理完了後は、従前の利用しづらい状況が改善され、かつ大きな道路沿いの土地として、

土地そのものの価値が上がるため、等価交換の考え方と理解してもらいたい。

また、事業の性質として、建物を移転して、新しく道路をつくり、順々に事業を進捗させるため、区画整理事業は非常に時間がかかる事業となっている。

今まさに、東小金井駅北口で区画整理事業が進行中のため、移転が完了しているところと、移転が完了していないところが、混在している状況となっている。全てが移転完了となると、道路が広くなり、宅地も改善され、安全性も向上するということが区画整理の仕組みのひとつとなっている。

小金井市では、全体のまちづくりを定める都市計画マスタープランというものを定めており、武蔵小金井駅を小金井市の総合拠点、東小金井駅を副次拠点として位置づけている。武蔵小金井駅は再開発事業という手法でまちづくりを進めており、東小金井駅については区画整理事業という手法でまちづくりを進めている。

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業の施行期間は、事業年度で平成12年1月31日に取得を行い、完成予定が令和9年3月末を現在予定している。事業面積は約11ヘクタール、事業費は国や東京都からの補助金を含めまして約133億円となっている。この区画整理事業で、公共施設、都市計画道路、公園、交通広場の整備を行うこととなっており、都市計画道路は4つ、公園は2カ所整備を行っている。進捗率については、本年度末で、事業費ベースで約80パーセントの目標となっている。

道路整備としては、交通広場や、幅員16メートルから20メートルの都市計画道路を4つ、区画道路と呼ばれる幅員が5メートルから9メートルぐらいの生活道路の整備を行う。

公園整備としては、駅前に1号公園という形で1つ整備を行い、2号公園として、既存の梶野公園とつなげ、広がりを持たせる形で、道路沿いに公園をつくるという計画となっている。

事業経過としては、1964年に地域住民の方々が費用負担し整備された日本発の請願駅として東小金井駅が誕生した。そのときからまちづくりについての話題はあったが、実現までには時間がかかった。平成7年にJR中央本線連続立体交差事業が実現され、まちづくりについて本格的に動き始め、平成12年に区画整理事業の事業認可があり、平成20年11月に工事着手、その翌年から建物移転を開始し、現在に至っている。

区画整理事業前の東小金井駅では、中央線が地面を走っており、東小金井駅の改札は、階段を上って2階にあった。交通広場については、歩行者動線と車の動線が交差している状況であったため、安全性に課題が残る状況だったが、本事業計画においては、歩車道は完全に

分離し、交通広場の面積も広がっている。バス停、タクシープールも新規に整備を行い、安全面に関して、改善される計画となっている。

今後、バス停周りに上屋設置を行うとともに、ベンチ等も合わせて設置する計画となっており、交通広場の中心部においては、植栽による緑の整備を行い、駅前と一体となった公園整備を計画している。

地区内の交通計画として、広幅員の都市計画道路等の整備と合わせて、無電柱化工事を行い防災面等の向上も予定している。駅前における交通動線としては交差点部に右折レーンを新設し、交通円滑化を図っている。また、植栽を整備し歩行者の横断防止を行い、安全性の向上を予定している。

#### 質疑応答

松本委員：

武蔵小金井駅北口について、まちづくりの動きはあるのか。

事務局（大久保）：

現在、地元の方々の中で、北口のまちづくりについて活発に議論されている。駅前の大規模店舗が閉店しており、市民の方から早くまちづくりを進めてほしいという言葉はたくさんもらっているので、市としては、今年度中には一定の方向性を示せるのではないかと考えている。

中村委員：

東小金井北口駅区画整理事業について、現状で整備された道路等において、事業前に比べると歩きにくくなった。駅から出て北へ向かう際の歩行者動線が不便になっている。

武蔵小金井駅の西側の道路についても、南北を行き来するのが狭くて歩きにくい。小金井市の再開発は歩行者がないがしろにされている気がしている。

東小金井駅北口の駅前広場から北西側の場所に横断歩道を整備する予定はないのか。通行量が多いので必要だと考えている。

事務局（大谷）：

現在は、工事完成に至っておらず、駅前広場から北へ向かう際の動線として、物理的には、通れるような状態にはなっているが、事業計画としては、交差点部に右折レーンを新設することとなっているため、交通管理者と協議した中でも横断歩道の整備が難しくなっている状況がある。安全性の観点から、交通広場北東側に信号付きの横断歩道があるので、そちらを利用して欲しいという考えがある。

中村委員：

今後、武蔵小金井駅北口の開発を行うに当たっては、歩行者のことを考えて設計をやってほしい。

高見委員長：

市街地再開発を行うと、そういったことが起きることはよくあり、ある意味で、努力が足りない部分があると考えている。

福沢委員：

説明のあった3地区の開発計画に関して、これから委員会で議論する機会はあるのか。

事務局（大久保）：

まちづくり委員会の役目は、先ほどご紹介したとおり条例で規定されているので、今後、3地区の議論をお願いすることはできない。

過去には、武蔵小金井駅北口のまちづくりの検討組織を立ち上げる際に、まちづくり委員会の意見を聞いた後に地区まちづくり協議会に認定している。今後、新たにまちづくりの協議会等ができた際には、皆様のご意見等をお伺いして、認定することになる。

松本委員：

武蔵小金井駅前のタワーマンションの外壁色について、まちの空間としては違和感のあるデザインに感じるが、市として何か条件を出さなかったのか。

高見委員長：

小金井市の景観に関する仕組みについて、カラーについてどういうルールがあるかということを含めて説明をしてほしい。

事務局（大久保）：

景観については、東京都が全体の景観のルールを定めており、小金井市独自のルールはないので、都の景観のルールに従って建築することになる。近年、東京都は景観について活発に議論しており、再開発事業などについて厳しく審査をしている。

松本委員：

景観協議の範囲はどこか。

事務局（大久保）：

再開発事業であれば、建物の形から、色まで全ての建物が景観協議の対象になる。

高見委員長：

景観法ができて、まだ十数年なので、第1地区のころは、さほど景観についての議論が社会的に盛り上がっていなかったということだと思う。小金井市が景観行政団体になるといふ議論はあるのか。

事務局（大久保）：

景観行政団体になるには、建築確認事務を持っている団体すなわち、特定行政庁がセットだと思っている。しかし、小金井市は特定行政庁ではないので、まず特定行政庁になることが先だと思っている。

高見委員長：

若干解説すると、平成16年に景観法というのができて、法律の中で各地方公共団体は、一定の手続を踏んで景観行政団体になると、独自の景観計画を活用するための規制誘導ができるようになる仕組みがあり、都内には相当な自治体が景観行政団体になっている。一方、都市景観の大部分は、建築物によってコントロールされており、建築物は建築基準法による

確認申請の手続により許可することになる。しかし、小金井市内の建築確認事務は、まだ東京都がやっているの、小金井市が景観行政団体になっても建築物のコントロールが難しい。すなわち、小金井市は、景観行政団体になる前に、まず、建築確認事務を持つ特定行政庁になることが先だということだと思ふ。

山口委員：

東小金井駅北口区画整理事業の進捗率80%ぐらいという話しだったが、事業費の執行ベースなのか。仮換地指定割合のベースで考えると何パーセントぐらい、それは変わってくるのか。

事務局（大谷）：

進捗率約80%というのは、全体事業費133億から事業執行何百万円というものの割合となっている。仮換地指定率のベースでの割合は多少変わってくるが、事業執行ベースと近い数字の約8割ぐらいとなっている。細かい数字については、この場に持ち合わせていないので、申し訳ないが回答を控える。

高見委員長：

東小金井駅北口区画整理事業の、当初事業計画と現事業計画を見ると、総事業費が下がって、基本事業費が下がって、換地が増えているという格好になっているが、それは何か大きな要因があるのか。

事務局（大谷）：

事業認可をとったのが平成12年であり、その当時に事業費に係る調査、算定を行っていた。現時点で4回の事業計画変更を行っており、変更と合わせて事業費の見直しも行ったことによるものである。

犀川委員：

私は植物が専門だが、例えば武蔵小金井駅北口には緑がほとんどないが、将来、小さな広場等を作る際には、花がちょっと咲くような植物を植えてもらいたいと思う。そこには、ありふれた植物だけでなく、ちょっと気のきいた、盗まれない程度の大きいものを植えて、そ

の植物についての説明書を、小学生の子供が見られるような高さに立てておけば、将来の小金井市民の緑に対する意識が高まるのではないかと思う。植物の細かいところがわかれば、自然に植物に興味を持つ子供も増えて、大人になって、小金井全体が緑に詳しいまちになると夢があると思う。

事務局（大久保）：

武蔵小金井駅北口については、まだ具体的な計画がないので、今いただいた植物の提案について、地元のほうに伝えたい。

若藤委員：

今の話というのは環境部署が所管する面もあるが、駅前開発や道路整備、あるいは公共交通等といったまちづくりを所管するのは都市整備部となる。まちづくりが行われる際は、所管ごとの連携を適切に行うべきと考えている。

中村委員：

武蔵小金井駅南口第一地区の広場にある四角い植栽帯の桜について、貧弱、貧相だと思っている。時間がたったらもう少し大きくなるのかと思ったら、貧相なままで、何とかならないものかと思う。

若藤委員：

議会の一般質問でもお話があって、なかなか成長していないという話はあった。原因としては、植栽帯の下が駐輪場になっていて、土量が浅いため根が張らないのが原因の一つではないかと聞いている。

嶋委員：

武蔵小金井駅南口第二地区については、住宅が約720戸増えるということだが、震災が来たときの避難場所等はどのように計画しているか。

事務局（大久保）：

当該地から近い避難場所は一小になるが、非常用発電機や食料等により一定期間そのまま過ごしていただける計画になっている。それ以外にも帰宅困難者が生じた際には、地下を解放して、その空間で一定時間過ごすことができるとともに、非常用のマンホールトイレも用意している。

嶋委員：

我々、警察としては巡回連絡という制度があって、個々を訪ねる制度があるが、それが現在うまく機能していないケースがある。被災した際に、避難所で一番困ることは、自治会に入っていない方が多く、その避難場所に誰が来ているか、どれだけの人数を収用しているかを、自治体が把握でききれないということがあるので、そのようなことがならないような準備が必要。

沖山委員：

消防としては、火災や急病人の発生により、消防隊や救急隊が出動するので、東小金井駅北口の土地区画整理事業のように道路を広げていただくと活動しやすくなる。

武蔵小金井駅北口は、道路が狭いという現状があるので、道路が整備されれば活動しやすくなる。また、消防車があっても、水がなければ火災を消すことができない。水利は大変重要なものなので、整備を進めていただければありがたい。

事務局（大久保）：

武蔵小金井駅南口の再開発事業に伴い、区域内に3カ所、防火水槽を整備する。当然、武蔵小金井駅北口についても、消防水利というのは重要なので整備する必要があると思っている。

福沢委員：

せっかく大きな再開発をするのならば、小金井で育った子供たちが大きくなったときに、頭に残り、印象に残るようなシンボリックな、特徴のあるものをつくってもらいたい。

松本委員：

市内をウォーキングする際に、タクシー等がスピード大幅超過をして走行している。一方通行にするなり、厳しい指導をお願いしたい。

嶋委員：

狭い道路は、生活道路になっており、それぞれ住民の方の意見もあるので、簡単に一方通行にはできない。住民発意のもと、警察署の交通規制課に相談すると、交通課員が実査の上、住民意見、都道管理者、市道管理者と協議のうえ交通規制が必要か否か判断することになる。

松本委員：

警察の発意で一方通行の規制は可能か。

嶋委員：

その道路沿道に昔から住んでいる方々は、一方通行にすることによって、遠回りする必要があるなど、実害が生じることもあるので、住民の発意が重要だと思っている。ほかに、通学路の時間規制等やオービスによるスピード取締りの方法もあるが、具体的には迷惑状況を相談してほしい。

岩佐委員：

中央線が高架化されて、それにあわせて駅が開発されると、どこも歩車分離のロータリーやペDESTリアンデッキ、ショッピングセンター、マンションがあるという、非常に似たような図式で開発が進んでいると思う。

ハード的な話をすると、まちづくりの理論であったりするとやむを得ない部分もあるのかもしれないが、12万人の市民がいて、6万人の乗客者がいるという意味で、まちの顔になるようなモニュメントをつくるとか、いかにこのエリアの特徴をつくっていくかというのは非常に重要。

先ほど、高架下のにぎわいという話もあったが、既にほかの駅でも始まっているので、同じことをすると、結局、同じような中央沿線の一つの駅になってしまう。せっかくここまで一生懸命まちづくりを考えているのであれば、今後、少しその運用の仕方についても、考えるチャンネルをつくっていく必要があるのかと思う。

高見委員長：

区画整理、再開発は、公共事業としてのまちづくりの手段であって、一旦、それで事業は終わるが、それは、決してまちづくりの終わりではなくて、そこからが大事。そういう公共事業が大々的に終わったところの使い方とか、そういうことに関するまちづくりの活動みたいなことについても、まちづくりの条例というのは、活用されるのか。

事務局（大久保）：

まちづくり条例には、テーマ型まちづくり等もあるので、そういった活動についても是非活用していただければと思っている。

高見委員長：

再開発だけやると、よく批判されるように、きれいになったけど、つまらないなみたいな話がよくあるが、そこからよくしていくのは、まさに地元の方だと思うので、市当局においても、機会があれば、是非しかけ、盛り上がっていただいて、またここで議論できたら良いと思っている。

中村委員：

この委員会の議事録を見ると開催が数年に1回とかその程度だが、今後の計画、やっぱりまた数年後に特に議題もなしに意見を言い合うだけの会議になるのか。

事務局（大久保）：

基本的に、案件がないと開くことはできない委員会となっている。

高見委員長：

私の理解は、本来は案件があるときに機動的に開く会だと思っているが、今回、メンバーが、がらっと変わったので、本日は、まちの紹介も含めて特に議題もない会議が開かれたという認識。特に議題がないと開かれないと思うので、市民の方がいろいろ活発にやっただいて、この会が開かれるといいと思っている。